

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○瀬戸中水野駅周辺地区(瀬戸市)		瀬戸中水野駅周辺地区について、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実な区域等を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)	編入 (箇所)	除外 (箇所)	
瀬戸市	約2,610	約2,633	約22	1	—	瀬戸中水野駅周辺地区 <22.2ha>
・ 名古屋都市計画用途地域の変更(瀬戸市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
・ 名古屋都市計画瀬戸中水野駅周辺土地区画整理事業の決定(瀬戸市決定):約19.9ha						

第2号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第2号議案) 西三河都市計画区域区分の変更 ○本宿地区(岡崎市) ○知立蔵福寺地区(知立市)		本宿地区及び知立蔵福寺地区について、 土地区画整理事業による計画的な市街地整備が 確実な区域等を市街化区域に編入する ものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
岡崎市	約5,919	約5,956	約37	1	—	本宿地区 <36.6ha>
知立市	約1,081	約1,108	約27	1	—	知立蔵福寺地区 <26.6ha>
・ 西三河都市計画用途地域の変更(岡崎市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
	近隣商業地域	200%	80%			
・ 西三河都市計画岡崎本宿池舞土地区画整理事業の決定(岡崎市決定):約36.4ha ・ 西三河都市計画準防火地域の変更(岡崎市決定) ・ 西三河都市計画岡崎東部広域観光交流拠点地区計画の決定(岡崎市決定)						
・ 西三河都市計画用途地域の変更(知立市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
	第一種中高層住居専用地域	150%	60%			
	第一種住居地域	200%	60%			
・ 西三河都市計画知立蔵福寺土地区画整理事業の決定(知立市決定):約21.9ha						

第3号議案 東三河都市計画区域区分の変更について  
 第4号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第3号議案) 東三河都市計画区域区分の変更 ○神野西地区(豊橋市) ○浜町地区(蒲郡市)		公共港湾施設(ふ頭用地)として、公有水面が埋め立てられた区域を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
豊橋市	約6,189	約6,198	約9	1	—	神野西地区 <約9.4ha>
蒲郡市	約2,054	約2,058	約4	1	—	浜町地区 <約3.6ha>
・ 東三河都市計画用途地域の変更(豊橋市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業専用地域	200%	60%			
・ 東三河都市計画用途地域の変更(蒲郡市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業専用地域	200%	60%			

内容及び関連する事項		理 由										
(第4号議案) 東三河都市計画臨港地区の変更  三河港臨港地区面積表 <table border="1" data-bbox="231 492 662 593"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約 556</td> <td>約 569</td> </tr> </tbody> </table>		面 積	旧 (ha)	新 (ha)		約 556	約 569	公有水面が埋め立てられた区域について、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。				
面 積	旧 (ha)	新 (ha)										
	約 556	約 569										
[参 考] <ul style="list-style-type: none"> <li>• 分区面積表(変更のある分区のみ)</li> </ul> 三河港臨港地区 <table border="1" data-bbox="231 851 1085 1041"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> <th>地区 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商港区</td> <td rowspan="2">約 290</td> <td rowspan="2">約 303</td> <td>神野地区 9.4</td> </tr> <tr> <td>蒲郡地区 3.6</td> </tr> </tbody> </table>				分 区	旧 (ha)	新 (ha)	地区 (ha)	商港区	約 290	約 303	神野地区 9.4	蒲郡地区 3.6
分 区	旧 (ha)	新 (ha)	地区 (ha)									
商港区	約 290	約 303	神野地区 9.4									
			蒲郡地区 3.6									

第5号議案 名古屋都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項			理 由
(第5号議案) 名古屋都市計画道路の変更  ◎区域及び構造の変更(県決定) 全5路線 ○3・3・261号名古屋第3環状線(弥富市)			都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・4・631号鍛冶ヶ一色徳重線(北名古屋市決定)、3・4・730号花正莪原線(津島市決定)、3・4・753号橋詰見越線(愛西市決定)、3・4・776号中央通線(弥富市決定)及び3・4・782号弥生通線(弥富市決定)を廃止とする。 上述の変更に従い、3・3・261号名古屋第3環状線ほか4路線の区域及び構造を変更するものである。
・ 幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減			
	変更前	変更後	
交差箇所数	11箇所	10箇所	
○3・2・262号名古屋津島線(津島市)			
・ 区域の変更 ・ 幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減			
	変更前	変更後	
交差箇所数	14箇所	13箇所	
○3・4・266号愛西津島線(愛西市)			
・ 幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減			
	変更前	変更後	
交差箇所数	5箇所	4箇所	
○3・4・311号弥富蟹江名古屋線(弥富市)			
・ 幹線街路との交差箇所数の変更 3箇所減			
	変更前	変更後	
交差箇所数	9箇所	6箇所	

○3・4・315号岩倉西春線(北名古屋市)

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更

1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	3箇所	2箇所

【参考】

- ・名古屋都市計画道路の変更(市決定)

○3・4・631号鍛冶ヶ一色徳重線(北名古屋市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約1,010m

○3・4・730号花正莪原線(津島市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約200m

○3・4・753号橋詰見越線(愛西市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約260m

○3・4・776号中央通線(弥富市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約1,180m

○3・4・782号弥生通線(弥富市)

- ・ 路線の廃止

廃止延長 約2,840m

第6号議案 知多都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																					
<p>(第6号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区間の廃止(県決定) 全1路線</p> <p>○3・5・19号岡田蒲池線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間の廃止 廃止延長 約3,100m</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>岡田蒲池線</td> <td>南粕谷蒲池線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約6,660m</td> <td>約3,560m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎名称、位置、区域及び構造の変更(県決定) 全2路線</p> <p>○3・4・6号知多西尾線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線街路との交差箇所数の変更 1箇所減</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>9箇所</td> <td>8箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・19号南粕谷蒲池線(知多市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名称変更</li> <li>位置(起終点)の変更</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>岡田蒲池線</td> <td>南粕谷蒲池線</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称	岡田蒲池線	南粕谷蒲池線	延長	約6,660m	約3,560m		変更前	変更後	交差箇所数	9箇所	8箇所		変更前	変更後	名称	岡田蒲池線	南粕谷蒲池線	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・19号岡田蒲池線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更に伴い、3・4・6号知多西尾線ほか1路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																					
名称	岡田蒲池線	南粕谷蒲池線																					
延長	約6,660m	約3,560m																					
	変更前	変更後																					
交差箇所数	9箇所	8箇所																					
	変更前	変更後																					
名称	岡田蒲池線	南粕谷蒲池線																					

第7号議案 東三河都市計画公園の変更について

内容及び関連する事項	理 由								
<p>(第7号議案) 東三河都市計画公園の変更</p> <p>変更の内容:公園区域の変更 種 別:広域公園 名 称:9・6・2号東三河ふるさと公園 面 積:約175.0ha</p> <table border="1" data-bbox="269 732 852 893"> <thead> <tr> <th colspan="2">公園面積</th> <th rowspan="2">増 減</th> </tr> <tr> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 174.8ha</td> <td>約 175.0ha</td> <td>+0.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	公園面積		増 減	変 更 前	変 更 後	約 174.8ha	約 175.0ha	+0.2ha	<p>東三河ふるさと公園は、良好な自然的環境の保全を図ると同時に、多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場を提供するため、広域公園として、平成6年12月に都市計画決定されたものである。</p> <p>今回の変更は、郷土の歴史や文化を後世に継承し公園機能の充実を図るため茂松城跡の区域を追加するとともに、隣接する都市計画道路との整合を図るための公園区域の整正及び現地精査に伴う公園区域の整正を行うものである。</p>
公園面積		増 減							
変 更 前	変 更 後								
約 174.8ha	約 175.0ha	+0.2ha							

第8号議案 東三河都市計画豊川流域下水道の変更について

内容及び関連する事項			理 由	
(第8号議案) 東三河都市計画豊川流域下水道の変更  ○下水管渠の変更			<p>東三河都市計画豊川流域下水道の豊川浄化センターについて、社会経済情勢の変化を踏まえ、接続する下水道の計画区域等の計画諸元を変更した結果、施設計画を縮小することとしたため、浄化センターの用地を一部削除する。</p> <p>また、下水管渠について、社会経済情勢の変化により計画汚水量が減少したため、一部を削除する。併せて、都市計画手続きの簡素化として、下水排除面積が1,000ha以上の区域を受け持つ管渠のみを定めることとし、一部を削除する。</p> <p>加えて、放流管渠について、三河港港湾計画の埋立計画との整合を図るため、放流管渠の吐口の位置を変更する。</p>	
	内 訳	位 置		
		起 点		
		終 点		
前	東部幹線	豊橋市新西浜町		新城市石田字万福
	西部幹線	豊川市御津町下佐脇義郎		豊川市赤坂町丁田
	東部第二幹線	新城市豊島字北		新城市野田字深田
	東部第三幹線	豊川市谷川町東浦		豊川市一宮町大池
	西部第二幹線	豊川市御津町下佐脇仲荒		豊川市御津町下佐脇平次
	御津幹線	豊川市御津町下佐脇仲荒		蒲郡市大塚町丸山
	御津第二幹線	豊川市御津町赤根前浜		蒲郡市大塚町丸山
	豊橋幹線	豊川市小坂井町宮下		豊橋市瓜郷町前川
	放流管渠	豊川市御津町佐脇浜一号地地先		豊橋市新西浜町
後	東部幹線	豊橋市新西浜町		豊川市豊津町釜ノ口
	西部幹線	豊川市御津町下佐脇義郎	豊川市伊奈町佐脇原	
	豊橋幹線	豊川市小坂井町宮下	豊橋市瓜郷町前川	
	放流管渠	豊川市御津町佐脇浜二号地地先	豊橋市新西浜町	
○その他の施設の変更 豊川浄化センターの用地を一部削除				